

議会だより

発行・編集
東成瀬村議会議務局
印刷
鶴田印刷(株)



村内視察で 実態把握

六月十日、十六日の二日間議員村内視察を実施した。村内主要事業箇所を視察し、行政に反映させることが主目的の視察した結果は、六月定例会で一般質問等で質した。

6月定例会から



専決処分
四件承認
議案六件
原案可決

昭和52年第2回東成瀬村議会定会は、6月21日招集され、会期を24日までの4日間としましたが、村長専決処分報告4件、議案6件についての質疑及び21日の招集日の本会議を打ち切り、全員協議会に変更協議等で長引いたため、会期を1日延長して25日も本会議とし、実質会期5日間とし、4件の専決処分6件の議案を原案可決し終わりました。

日程と審議状況

- 議案上程・説明
 - 東成瀬村税条例の一部を改正する条例(報告第三号)
 - 東成瀬村国民健康保険税条例の一部を改正する条例(報告第四号)
 - 昭和五十一年度東成瀬村一般会計補正予算第九号(報告第五号)
 - 昭和五十一年度東成瀬村国民健康保険特別会計補正予算第四号(報告第六号)
 - 東成瀬村入湯税条例の一部を改正する条例(議案第二十三号)
 - 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例(議案第二十四号)
 - 東成瀬村職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例(議案第二十五号)
 - 昭和五十二年度東成瀬村一般会計補正予算第一号(議案第二十六号)
 - 昭和五十二年度東成瀬村国民健康保険特別会計補正予算第一号(議案第二十七号)
 - 北方領土の早期返還に関する意見書の提出について(議案第二十八号) (議員提出)
- 議案説明
 - 第一日目に引き続き、議案第二十六号、第二十七号。
- 陳情審議
 - 陳情第四号 採択
 - (一)昭和五十二年産米政府買入価格に関する陳情
 - (二)農業経営発展の基本施策確定に関する陳情
 - (三)米麦等一体の総合食糧政策確立に関する陳情
 - 東成瀬村農業協同組合長
 - 秋田県農協中央会々長
 - 陳情第五号 採択
 - 昭和五十二年産米の政府買入価格に関する陳情
 - 秋田県食糧集荷商業協同組合理事長
 - 秋田県営農集団議会議長
 - 建設常任委員会付託(継続審議)
 - 陳情第六号
 - (一)青沢・蛭川部落老朽化に伴う新築に対する協力方陳情
 - (二)議会だより第十八号誤報の訂正方陳情
 - (三)県代行路線の変更、架橋位置(着工時期)の早期明確化の陳情
 - 青沢・蛭川部落長
 - 陳情第七号 産業経済常任委員会付託(継続審議)
 - 果樹開花期の低温とモニリヤ病異常発生による被害に対する援助方陳情
 - 東成瀬村第二果樹共同防除組合長
 - 地方自治法二百三十五条の二による会計監査報告

7/27	7/16	7/13	7/8	7/6	7/4	7/2	6/28	6/25	6/24	6/21	6/20	6/10	6/7	6/4
雄勝土木事務所へ青沢道路要望書持参(正副議長)	建設常任委員会青沢道路現地調査(陳情による)	産経常任委員会滝ノ沢果樹被害現地調査(陳情による)	議員外研修(新潟県)	広域組合議会	県知事来村	農協青年部・婦人部米備陳情来局	統合中竣工祝賀会	視察	第二次定例会(一日目)	視察	村議会運営委員会	就任祝賀会(湯沢)	湯沢市長、県市長会々長	栗駒山山開き

議 会 活 動
6月1日
8月15日

質問者 柳 邦 夫議員
後藤 作 議員
佐々木喜代松議員

一 般 質 問

六月二十四日

六月定例会の一般質問は、本会議二日目の六月二十四日、柳邦夫議員、後藤作議員、佐々木喜代松議員の三氏により行われ、特に補正予算の村長専決処分報告と会計年度関係について質し、一時協議会に移るなど慎重な回答となりました。

専決処分は

議会軽視

團一六月の定例会に、村民税、国保税条例改正が選出され、いずれも値上げとなっており、これに付随し、一般会計、国保会計が四月一日にさかのぼって専決処分されこの定例会前に納入通知書が各家庭に配布され、六月三十日納入期限となっている。

国、県からの通達の遅れ云々で議案として提案できなかったと言っており、これはいかに弁明しても執行権の乱用であり、議会軽視の結果と思われる。

今議会でこの値上げ案が否決になった場合は職員が各家庭を回り納入通知書を一枚一枚回収しなければならなかったのではないかと。

補正予算についても、当然三月定例議会に提出しなければならぬものも、会計年度も出納閉鎖も無視、議会も必要ないものもあるが村長の考えを伺いたい。

團一自治体の長として、会計年度に関連した専決処分につき議会議



視といわれますが、私は議会軽視ということとは常日頃持ったことがない。結果的にそのような判断されたことは私の不徳と致すところです。

また、条例の取扱いにつき軽く処理したということだが、実際の歩みをお話し理解をいただきたい。

国保税条例改正は増税で大事なものであり、議会の審議をいたさき発足するのが本場の姿ですが、二月十七日、県で課長会議が開催され、政令改正の説明会があり、三月二十四日に様式、準則等の書式が流れてきた。三月議会議が三月

二十三日に終わるので議案として提案できなかった。

課長会議において六月定例会に間に合わないときは専決処分するようにとの指示があったようですが、本議案も十五日頃終了するようであれば専決しないで処理できた訳ですが、色々なことで招集日が二十一日となった。税納入通知書は二十日まで各家庭に届けなければならぬので、六月十七日に専決処分したので、六月十七日に専決

処分したので、六月十七日に専決

松山台移転計画 その後 どうなったか

團一五十年から五十四年度までの村過疎振興計画についてですが、計画書には松山台集落移転計画があります。これは、五十二年までに宅地を造成することになっているが、先の議会で質問したところ、部落民の理解を得ることができなかつたとのことだが、働く場所のないところに移転する者はいないと思うので、理解を得られないのは当然と思う。

また、計画書には企業誘致して職場を確保することになっているが交渉の結果はどうであったか伺いたい。

團一松山台移転については、部落民と話合いもしたしアンケートもとっているが、移転する意志がないようですので見送った。企業の正式誘致はニシザワ産業であるが、県では一市町村工場

というこで進めたが、その後弱小工場は経済低生長等から脱落した点も多くあるので、工場誘致については綿密にやらねばならないが、私の考えとしては、早く内陸工業団地を誘致していただき、勤めるところと、村では居るところと場所を分離して考える方法が良いのではないかと考えているが、決定打ではない。



過疎振興計画の 変更 方が問題

変更 方が問題

再問―過疎振興計画が五十年に承認されこれに基づき事業を進めていこうと思うが、この計画が色々なことに変更されてきた。しかし、この計画がその時々首長の考えによって全部変更されるようでは大変なことであり、この計画は年度が限られてくることであるので、急を要する事業が計画年度でやれるのかを伺いたい。

また、松山台集落移転は、計画そのものもついでいき方が問題であり、移転者が納得する計画のものでなければならぬのでないかと

ニシザワ産業を誘致したからとて

7 / 28	建設委員長
7 / 29	広域組合議会 増田・東成瀬両町村議員
7 / 30	仁郷須川間道路踏査 香沢地内道路調査立合 (議長、建設委員長)
8 / 1	雄・平二郡議員研修会 (湯沢市)
8 / 2	横手・住田線国道規格整 備促進期成同盟会設立総 会(水沢市)
8 / 5	岩城町中学校調査特別委 員会来村
8 / 10	第三回臨時議会
8 / 12	秋田県勤労者いこいの村 落成式(湯沢市高松)

松山台の人々に対して宅地造成、また、そこで暮らすことができるのかも問題である、工場誘致で集落移転できるといふ考え方はまちがっていると思うがどうか。

團一過疎振興計画は、その時々色々な条件によって変更されることとでもして行く。六十年を目標にした基本構想もあるが、この計画も随分前後して実施している面がある。

工場誘致と松山台の関係は、県事業は、村内に集団で移転した場合に補助、起債のあつ旋をする制度である。

松山台の人々は、移転するならば増田町、十文字町方に移りたい要望が多い。それだからといって全々ほかのことを考えないわけでないが、色々なことが絡み合っ

解体請負費が売却とは

旧中学校



問―旧中学校解体工事請負費として当初予算に百三万円計上し解体することとなったが、今回の補正で、請負工事としないで、売却することにし、もう既に解体が始まっている。

これは当然補正予算成立後に施行すべきであるがどうか。

答―当初は、解体費百三万円予算化したのが、議決を経ないで予算を変更し売却したことはおしかりを得てもし方ない。

村内業者により入札したが、三回入札しても最低入札者が二百万円であり、当初予算の倍額かかることになった。その後、十文字の業者から売却してほしいとのことなので金銭的面等を考え、十数万円で処分したことが適当な価格か問題があるかもしれませんが処分しました。

米売渡限度数量の決定に苦情があるが

問―本年産米の政府売渡限度数量の農家こと決定は、三月農家に配布したアンケート一つで決定したと聞くが、一家の親方が出かせぎ中にアンケートを配りそれにより決定するということは余りにも一方的である。

また、売渡限度数量が大きく変わった農家に対しては理由を知らせる必要がなかったか伺いたい。

答―政府売渡限度数量の算出方法は、各農家毎の耕作面積から四十五年以降の開田を差引いた面積に共済組合基準反収をかけた生産量から、保有米と転作面積に共済基準反収をかけた数量を差引いて限度数量を決定し、計画限度数量で修正し決定している。

アンケートはあくまでも限度数量決定するための資料としてとったものです。

保有米については、農家で自主申告しているが、同じ規模、条件の農家でも申告量が違っているが、今後の売渡限度数量決定の計算上は基準を定めてやっていきたい。役場にも苦情がきたが、現在では致し方がないので今後調整がきた場合は調整したい。

岩井川ガ二沢工事の設計書は？

問―岩井川ガ二沢の擁壁工事は設計書も図面もないとのことであったが、入札、施行はどのようにしてやったのか。また、予算書には五十万円の計上だがこの範囲内でやったのか、色々試算してみると五十万円では赤字になると思うが、担当者として試算してみたのかを伺いたい。

答―ガ二沢の工事は、村内業者から見積書をいただき入札に付してやっていた。

三又線

再三言っても

補修しないのはなぜか

問―三又線は、昨年、議会総意のもとに本村分二千四百メートル、山内村分六百メートルが貫通したが、その時点では雪消え早々に土砂利等を除去することとなったが今年になってから再三言ってもいまだに部分的な石ころも除去してないが何故これを早くやらないのか。

また、予算についても、当初予算及び六月補正にも計上してないが、三又線は隣村に通ずる道路として何十年来の念願であったもの等から、せめて二百万円位の予算化し砕石等を敷くことができないか伺いたい。

答―三又線の補修の遅れは、春にはまず田植えをしなければならぬので現場整備後に補修の計画であった。また全路線への砂利敷等は容易でないので、路面の軟弱な

ところから補修していく。予算については、項目でうたっていないが少しではあるけれども措置している。

将学金制度実施の考えは

問―年々高校新学生徒が増えていくが、家庭によっては入学させたことが学費、交通費等で入学させることができないでいる。奨学金制度については皆瀬村でも数年前から実施しては、他の町村でもやっているので我が村では何故できないのか伺いたい。

答―奨学金について、他の町村がやっているので本村ができないはずがないとのことはそのとおりと思う。しかし、地域には地域の事情があり考えもあると思うし、お金の伴うことなので、不公平になると大変なことであり、慎重にやらねばならないので、実施に当たっては資料が必要であり、高校の調査は教育長に願ひ細部にわたりできている。これをふまえて検討していきたい。

へき地診療所への医師派遣計画のその後は

問―過疎振興計画では、へき地診療所に対して中央病院から医師派遣により対処することになっているがどのように交渉しているのか。中央病院から医師派遣を進めてい

たが、現在は中央病院でも医師を捜している現状なので、とうていその余裕はないと思う。

来春の村長選挙への立候補は

問―村長任期は来年と思うが、引き続き職務を担当するのを伺いたい。

答―村長選挙は来年五月に執行される訳ですが、立候補するかしないかは現段階では言明の限りでない。

村長任期をマタイドセンター建設は

問―開発センター建設の大事業がかかっていると、任期をマタイドで進めることに対し、不信の声がでているし、私も来春のセンター建設は暫定的、事務的経費のみで計上のし方が政治家の常道ではないかと思うがどうか。

答―任期をマタイドで事業計画したことに対し不信があるとのことだが、私は耳にしているが村長選挙に絡んで事業を計画したというようなどことは住民の判断と思う。私にはそのような気持はサラサラありません。

また、来年度のセンター建設予算は暫定的、事務的経費のみを組むことが常道といわれたが、そのこともその時点で見解を述べるべきで今は時期尚早と思う。

村議大会第三回臨時会

役場庁舎・山村開発センターなど 工事請負契約締結を議決



風景札入

昭和五十二年東成瀬村議大会第三回臨時議会は八月十日招集され、会期を一日間と定め、議案五件、継続審議となっていた陳情二件を審議し終わりました。

◎議案
○東成瀬村役場庁舎、山村開発センター合体新築工事（建築主体工事）請負契約の締結について
五十二年八月十日から五十二年八月三十日の期限により一億八千五百円で大曲市の丸忠建設KK（取締役社長田口忠孝）と契約するもの
○同工事（衛生・暖房工事）請負契約の締結について
五十二年八月十日から五十二年八月三十日の期限により、五千三百六拾五万円と秋田市の日の出施設工業KK代表取締役菊地弥吉と契約するもの、
○同工事（電気設備工事）請負契約の締結について
五十二年八月十日から五十二年

八月三十日まで限により五千二百万円と秋田市の秋田工業KK（代表取締役古伸美喜夫）と契約するもの、
これに対し

○今回の三つの工事請負費は二億八千八百五十万円となるが、予算書では二箇年継続事業であり、五十二年度予算額は一億七千八百三十万円となっているが予算額と契約額の相違はどうなっているのか

○二年継続総事業費は、四億四千万円であり、予算上では五十二年度が一億七千八百三十万円、五十二年度一億六千七十万円となっている。工事請負は二年分の工事となるが支払いについては予算どおり支払うことになる。

○庁舎・センターが完成すると一日に十トンの水が使われるとのことだが、田子内水道を使うとなると現在でも水不足であるので、どのような対策を考えているのか、
○消費等には地下水を使用する計画でボーリングした結果、地下水は余り深くないとのことであったが地下水のみの使用は今後検討しなければならぬ。また、田子内水道を使用すると不足になる場合は対策を立てる。

○排水処理は、宮田地区ほ場の水路に排水と聞かば耕作者との話し合いはいつているのか
○受益者とは話し合っていないが宮田地区の排水路に排水し成瀬川に排水されるので今後話し合っ

○村道岩ノ目線改良工事請負契約の締結について
五十二年八月九日から五十二年十一月十五日の期限により、二千百万円で大橋建設と契約するもの
○村道上林線開設工事請負契約の締結について
五十二年八月十日から五十二年十月十日の期限により、二千五百二十五万円で高羅建設と契約するもの

◎陳情審議

○希沢及び蛭川会館新設に対する協力方の陳情（希沢・蛭川部落長陳情）
老朽化、不衛生であり新設に急を要するので協力を得たいとの陳情

情で、六月定例会で建設常任委員会付託となり、委員会現地調査を経て本会議で採択となる。
○県代行路線を希沢部落内通過するように路線変更、猿橋直近東側に新橋架設、着工時期早期明確化を陳情（希沢・蛭川部落長陳情）

前記○と同様六月定例会で建設常任委員会付託となり、委員会現地調査を経て本会議で採択となる。

○果樹開花期の低温、モニリヤ病異常発生による被害に対する援助方の陳情（才二果樹共防組合長陳情）
低温、モニリヤ病異常発生により、りんごが結実しないので援助方の陳情。
六月定例会で産業経済常任委員会付託となり、委員会現地調査を経て本会議で採択となる。



増田町
東成瀬村

議会議員仁郷須川間踏査

七月十九日、増田町、東成瀬村両町村議会正副議長、常任委員会正副委員長による「国道三四二号線（仁郷―須川間）現地踏査」が行われました。

この路線は、上部機関では現道を拡中改良整備と路線変更による整備が、何れにしても関連する住民からは早期整備が叫ばれております踏査により話合われたことの概要は次のとおりでした。

- (一)この道路整備は、東成瀬村、増田町のみでなく、周辺の町村に働きかけ運動をおこすべし。
- (二)町村議会段階のみでなく、県議会議員、国会議員段階まで働きかけるべき。
- (三)整備が遅れるようであれば、一方通行、時間制限通行等による大型車通行可となるよう運動を展開すべき。



議員県外研修記

山菜の豊富な我が村ではあるが現在は産物の殆んどがナマのまま感い是一次塩蔵により山形方面に流れ、完成品は逆輸入し消費されている。

はかりしれない山菜を二次加工までし、産業発展に資したいと、七月八日から十二日まで新潟県湯之谷村の山菜加工所を視察した。視察した産経委員長に一筆願ひ掲載しました。

湯之谷村山菜加工所を見て

産業経済常任委員長

高橋 東 美

我が村は、奥羽山脈の山裾に南北に細長い地形をなし四囲山で囲まれ、総面積のうち山林原野が九十三パーセントを占め全くの山村であり広大な山系山ヒダに生える山菜は、消雪をまつて芽ぶくせんマイから木枯し吹くきのこの季節から、去る七月初旬、議員一行、新潟県湯之谷村の山菜加工所二工場を研修視察をした。

までその数も多く、山村特有の資源をもち、各家庭のタンパク源として広く貯蔵されることは勿論、一般及び商人によって売買される量、その金額は計りしれないものがあると思う。

のなない地域で働ける場所を求め、小数の長男が山菜の加工を考え小規模ながら発足したと言う。同志の一人である専務から今日までの経緯を聞く。出資制であり従業員も百名余り、東京、大阪に出張所を設け商品倉庫をかかえ販売に努めているとのこと。

農家の婦女が白い作業衣を着用し、手きわよくビン詰めがなされ、生活の場を求めた強い青年の共同の力が今日の大沢加工所を育てた努力と協調が高く評価されるものを感じた。

損得ばかり計算せず先ずやつてみる

湯之谷山菜加工農業協同組合 作業用建物四棟、一部店舗事務所、冷凍庫、物品、製品倉庫等による組合の加工所であった。

工場長でもある専務から説明を受け、山菜の幅も広く山肌から産出されるものが殆んど加工処理され、木の葉、木の実の塩漬、酒と十数種に及び、また、豆腐加工、切餅と食品加工が処理されていた話合いの間に、私達一行の訪問に挨拶のためと組合の組合長でもある村長が十分程同席し時間をさいて下さった。

組合長は、事業の成功は人であり和であり、この組合が今日あるのは専務野郎であり、安心して経営を委ねることができると専務

をべたほめするあたり、組合長の人を感じる。そして、この村で、あれも駄目、これは難しい、見込みないと論議ばかり並べて行く気にもならない限り、先ず取組んでみるのだ。損得は努力次第でどうにもなる。自分が生きるためには厳しいものだ。と力強く語るあたりは、村の産業振興ひいては就労の場、収益を創設した組合長の気魂がうかがえた。

湯之谷村は、林野率九十七パーセントという山村で、林業振興にも力を注ぎ、林業構造改善事業を実施しており、しいたけ栽培、チップ生産と地場就労を多くし、特に二箇所の山菜加工所は、年間十億円の売上げとなつていて聞かされ、一行は強い感銘を受けた。

この村の立地条件は我が村と殆んど同じであるにもかかわらず、出稼ぎ者は一人もいないと組合長は豪語。

さすが湯之谷と名の如く村内数箇所に豊富な温泉が湧出し、西北に日光国立公園の一部、尾瀬沼等を控え、上流只見川の一部ととして日本最大のコンクリート重力式ダム、東洋一を誇る人造奥只見湖と景勝の観光地をもつていことが特筆されるよう。

四百億の資金、四百万人の労働九箇年の歳月をもって昭和三十七年完成の湖上を船の人となり、景勝、壮観に心をうたれ湖底に沈んだ旧銀山の町があると聞きながら湯之谷村と別れをつける。